２　弁済に関する通則的事項
⑴　本協定に定める弁済額の算定の際に生じる１円未満の端数は、切り上げる。
⑵　本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の３日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹(大阪弁護士会所属)の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。
３　本協定の効力発生の時期
本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。
第２　共益的債権及び優先債権の取扱い
共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。
第３　協定債権の取扱い
１　協定債権の概要
協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。
①協定債権の額
債権総額　　３億9607万1441円
内訳　元本　３億8219万7997円
解散日までの利息及び損害金
1387万3444円
解散日の翌日以後の損害金
額未定
②協定債権者の数
６名
２　協定債権者の弁済
清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。
⑴　弁済日
本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。
⑵　弁済額
協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。
ア　弁済総額
金285万円
イ　算定方法
285万円を弁済額算定における弁済基礎金額とし、全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額に下表記載の各金額を加算した額を基準債権額として、基準債権額の割合に応じて算定した額を弁済額とする。

【協定債権者名】	【加算額】
徳島大正銀行	244万1039円
日本政策金融公庫	56万9656円
阿波銀行	13万0224円
高知銀行	13万1125円
香川銀行	１万9265円
徳島県信用保証協会	70万8694円

ウ　各協定債権者への個別弁済額
前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。
第４　債務免除
協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
第５　新たな財産が発見された場合
１　本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の１週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の１週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から１か月以内に、本協定第３、２⑵イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。
２　前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第４に定める免除を撤回する。
（別紙省略）
徳島地方裁判所民事部

監督命令

再生手続開始

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第２２号
千葉県千葉市中央区鶴沢町20番16号
再生債務者　株式会社トラーナ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者の株式の取得に関する定め
⑴　取得する株式の数　全ての発行済株式である以下の株式合計1765万6000株
普通株式　780万株
Ａ種種類株式　174万株
Ｂ種種類株式　72万株
Ｃ種種類株式　321万株
ＣＣ種種類株式　31万株
Ｄ種種類株式　356万株
ＤＤ種種類株式　31万6000株
⑵　再生債務者が上記⑴の株式を取得する日
下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
２　資本金の額の減少に関する定め
⑴　減少する資本金の額　2975万円
⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日
下記３⑶の募集株式を引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め
⑴　募集株式の種類及び数　普通株式1300株
⑵　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金10万円
⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込期間
再生計画認可決定確定の日から１か月
⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額　金6500万円
増加する資本準備金の額　金6500万円
令和７年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始